

緑の募金学校の緑整備事業 実施要領

1 目的

この事業は、緑の募金を活用し、学校林整備及び学校環境緑化を推進することにより、児童・生徒等が森林・林業・緑への理解を深めるとともに情操を育むため実施する。

2 事業の対象

この事業の対象は、県内の小中高校及び保育園・幼稚園・大学・短大の学校林の整備と（以下「学校林整備」という。）、学校敷地内の緑化（以下「学校環境緑化」という。）とする。

3 事業実施主体

実施主体は、次のとおりとする。

小・中・高等学校・特別支援学校、幼稚園、保育園 等

4 事業の内容等

本事業の内容及び助成対象となる経費の範囲は、次に掲げるとおりとする。なお、実施にあたっては児童及びPTA等が参加協力して実施する「環境教育活動」を含むこと（植樹活動・育樹活動・樹名板作成・プランター・ベンチ等の製作など）

(1) 学校林整備

- ・苗木、地拵え、下刈、除間伐、樹名板等
- ・学校林整備に伴う歩道整備等及び簡易木製施設（ベンチ、プランター等）
- ・木製看板（必須）

(2) 学校環境緑化

- ・樹木の植樹、手入れ等と一体となつて行う花壇整備及び簡易木製施設（ベンチ、プランター等）
- ・木製看板（必須）

また、事業実施にあたり、次の場合は助成対象外とする。

- ・実施事業の全てを第三者へ委託する整備
- ・芝張りを主目的とする整備
- ・花壇のみの単独整備
- ・木製施設のみの単独整備
- ・資産となる機械類の購入
- ・汎用性が高い備品の購入（カメラ等）
- ・食料費

5 実施方法

- (1) この事業を実施しようとする者（以下申請者）は、様式1の緑の募金学校の緑整備事業認定交付申請書（以下申請書という）を、各市町村林務担当課及び各地域振興局林務担当課経由で公益財団法人かごしまみどりの基金（以下「基金」という）へ提出するものとする。
- (2) 基金は、審査会（運営協議会）での審査を経て、申請者に対し様式2により交付決定通知を送付する。
- (3) 申請者は、交付決定通知を受けたのち、承認された計画書に沿って適切に事業を執行する。なお、必要に応じて、事業費の2分の1に相当する金額を上限として、概算払金の請求をすることができる（様式4）。
事業完了後は、事業実施箇所に、「緑の募金を活用して実施した旨を記載した」木製看板を設置するものとする。
- (4) 申請者は、事業終了後、速やかに様式3の実施報告書を提出するものとする。（最終締切 6月10日）
- (5) 基金は、提出された実施報告書を審査のうえ、申請者に対し、交付確定通知書を送付する。
- (6) 申請者は、様式5の「助成金交付請求書」を提出し、助成金を請求する。

6 助成の額

事業費の助成は定額とし、1校当たり35万円を上限とする。

附 則

- 1 この事業は、平成22年度から実施する。
- 2 平成24年2月1日一部改正
- 3 平成26年2月1日一部改正
- 4 令和2年7月1日一部改正
- 5 令和4年2月1日一部改正
- 6 令和6年2月1日一部改正